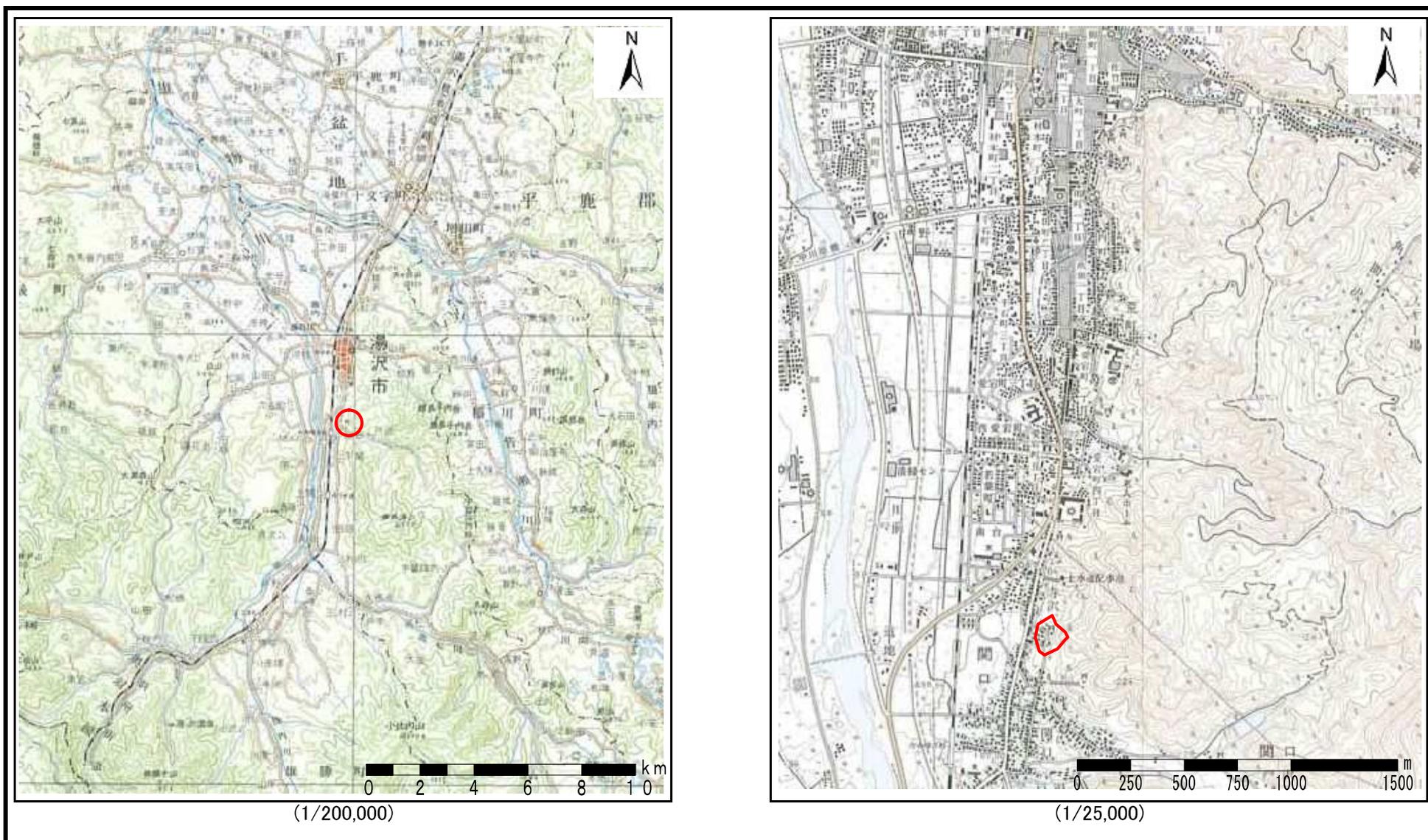


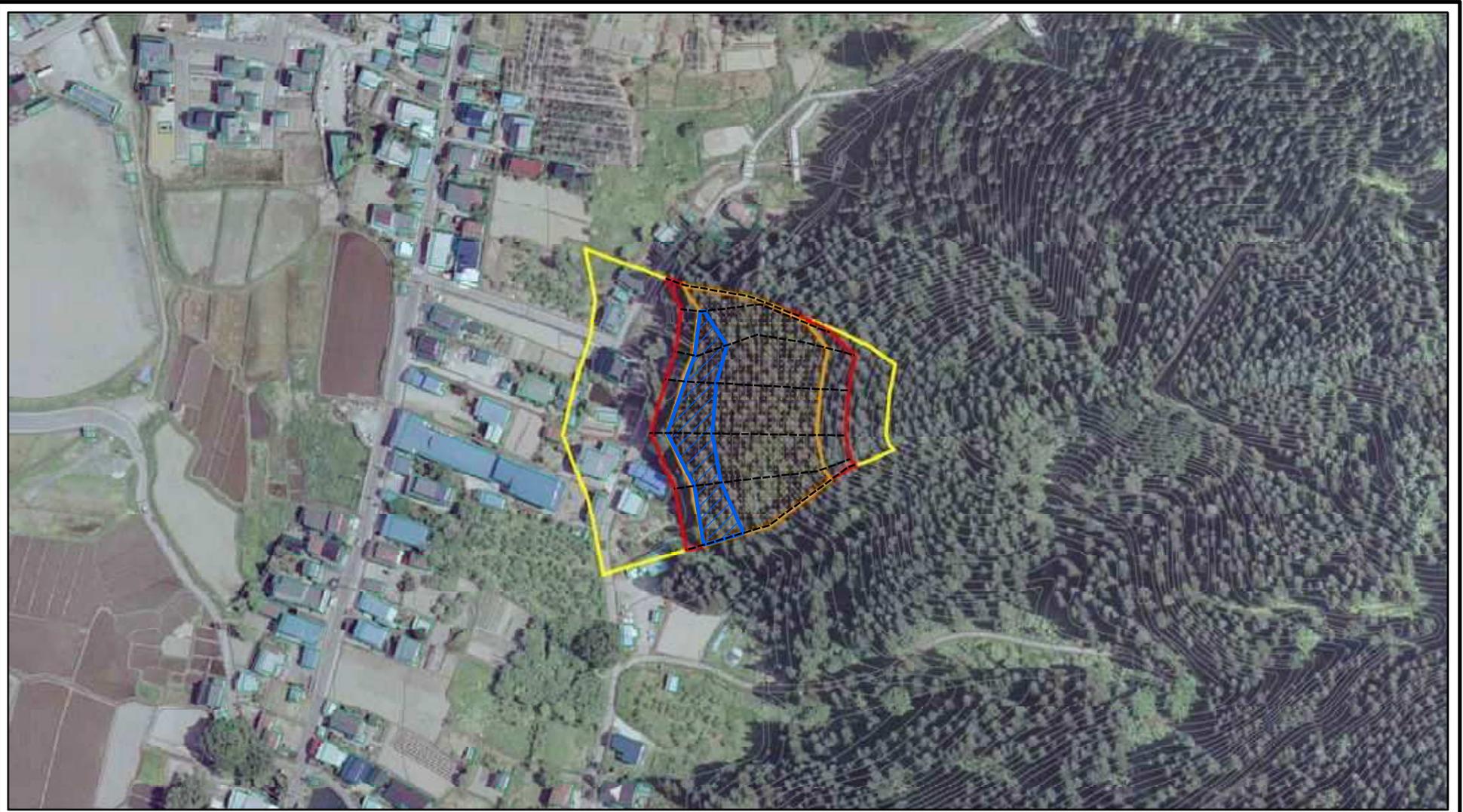
## 土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書(その1)



様式-1(急) 土砂災害警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜の崩壊
	箇所番号	I-942
	箇所名	寺沢
	所在地	秋田県湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宣ノ沢

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/25,000 地形図、1/200,000 地勢図を複製したものです。(承認番号 平20東複第26号)

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



N

自然現象  
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I - 942

土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域

土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域



縮尺

告示番号

第64号

箇所名

寺沢



1:2,500

告示年月日

令和2年2月18日

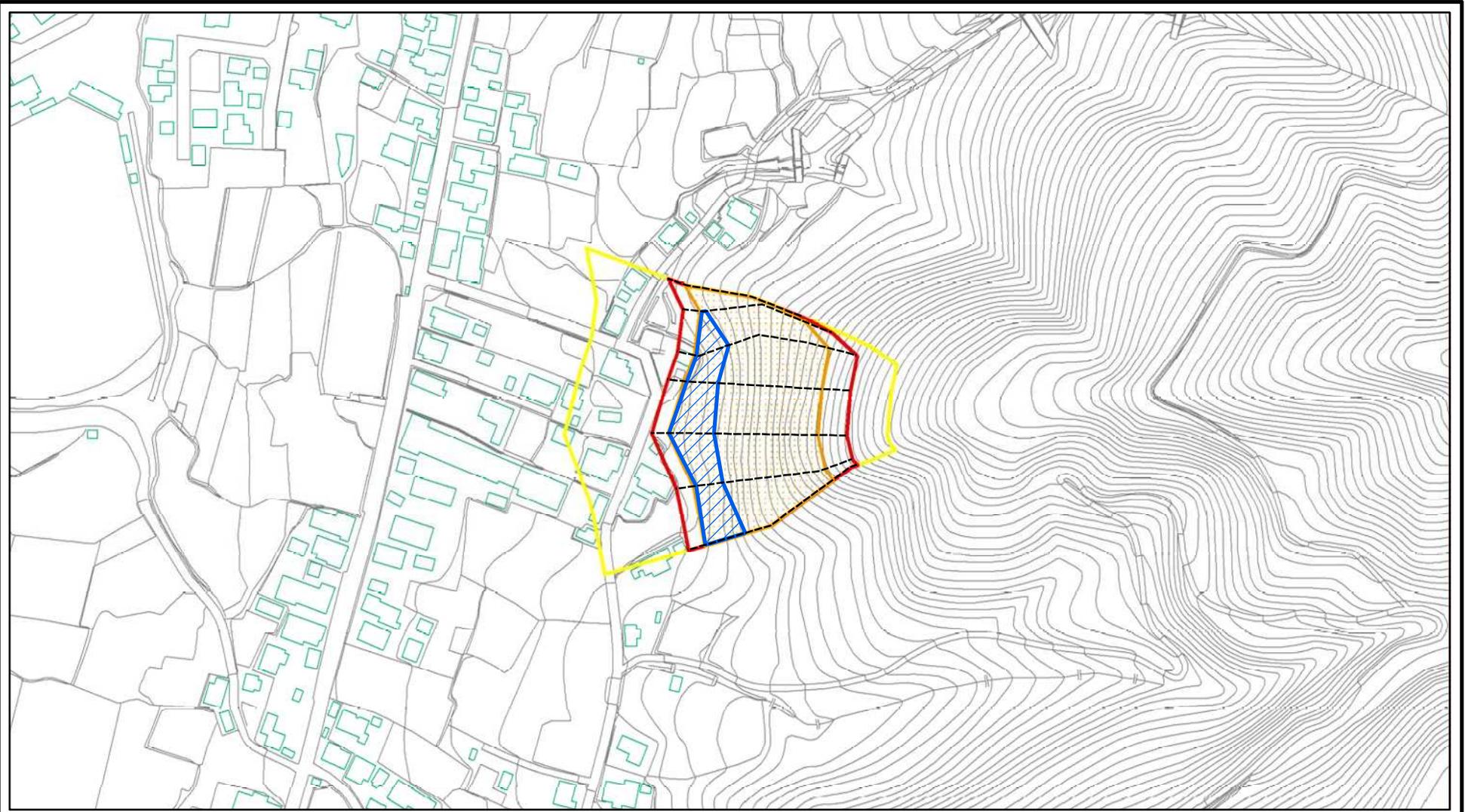
所在地

秋田県湯沢市関口寺沢、関口及び  
禰堂ノ沢



それ以外の区域

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

様式-2(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

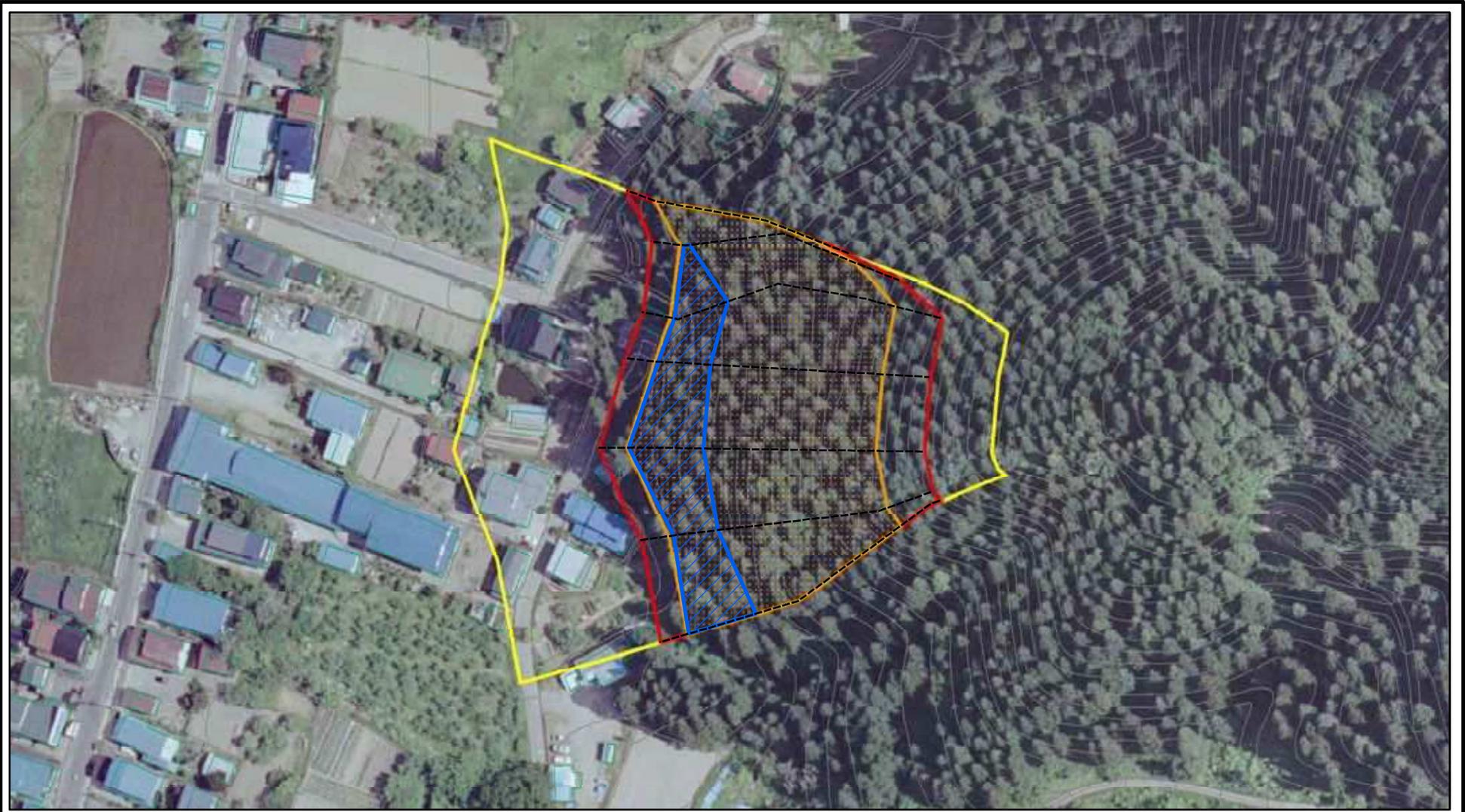
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺
	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第64号
告示年月日	令和2年2月18日

箇所番号	I-942
箇所名	寺沢
所在地	秋田県湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宣ノ沢

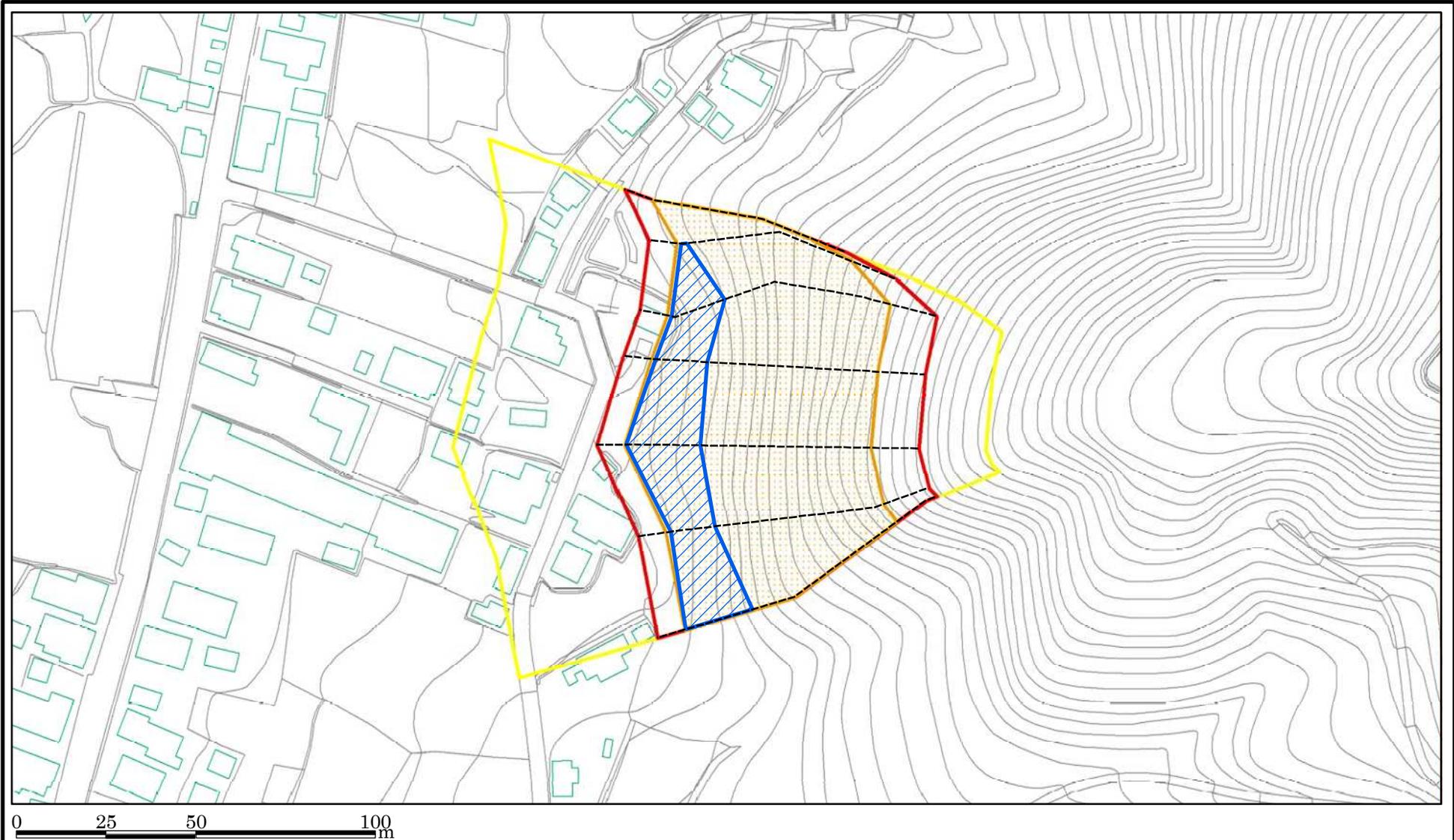
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100  
m

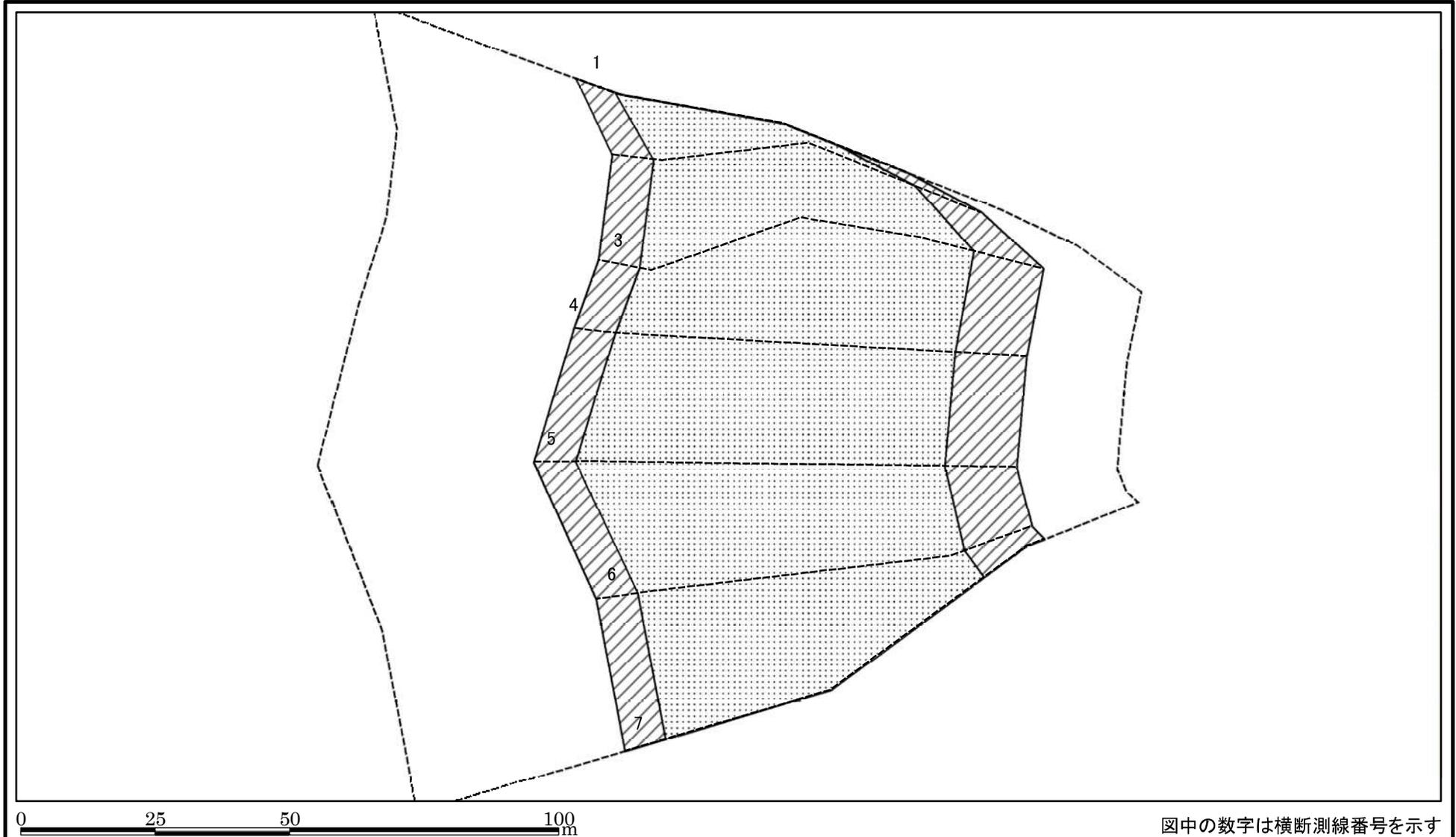
様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-942
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	  		告示番号	第64号	箇所名	寺沢
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	令和2年2月18日	所在地	秋田県湯沢市関口字寺沢、関口及び瀧宣ノ沢

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



<b>様式-2-1(急)</b> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-942
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		告示番号	第64号	箇所名	寺沢
				告示年月日	令和2年2月18日	所在地	秋田県湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宣ノ沢

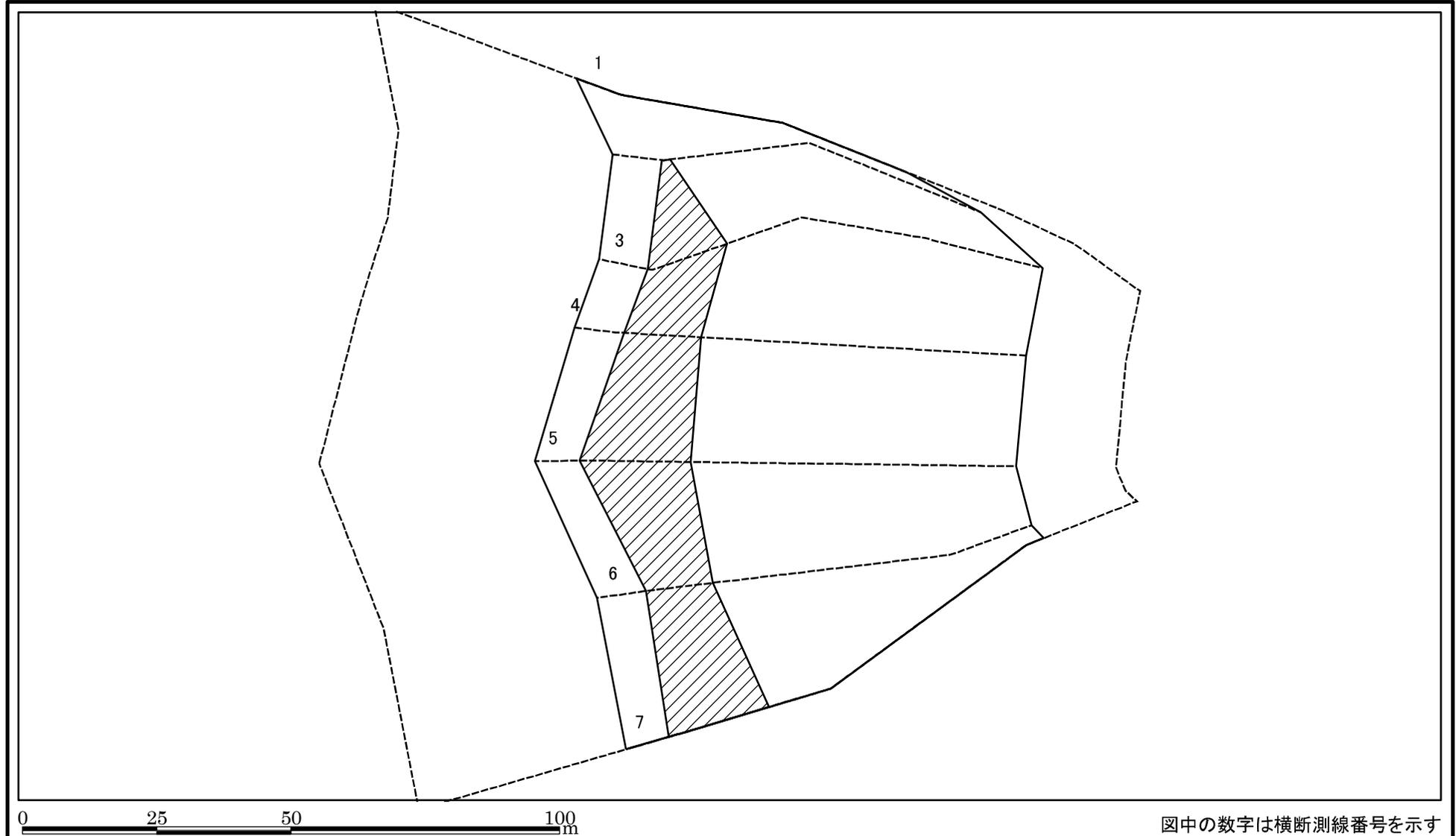
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-2(急)</b> 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-942	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	第64号	箇所名	寺沢
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年2月18日	所在地	秋田県湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宣ノ沢	

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-942
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第64号	箇所名	寺沢
		それ以外の区域			告示年月日	令和2年2月18日	所在地	秋田県湯沢市関口寺沢、関口及び禰宣ノ沢

